

Title	紫香樂宮に関する二三の考察
Sub Title	Notes on the Shigaraki palace of Nara period
Author	清水, 潤三(Shimizu, Junzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1948
Jtitle	史学 Vol.23, No.3 (1948. 11) ,p.114(374)- 123(383)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19481100-0114

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

二、游は由の音の假借と解す可きである。文選卷十二詠懷詩十七首阮嗣宋籍の中に「素質游商聲」等によつても明かである。四部叢刊本註曰「遊字應作由古人字類無定也」

尙 B. Karlgren. Analytic Dictionary of Chinese and Sino-Japanese によれば、由游共に 'ieu' である。

一三、格 朱子集註「則民恥於不善、而又有以至於善也。」說格正也。書曰格其非心。」

至とよめば、孔子の所謂「困不學」級迄全部君子に成れるといふ意味になる。これは現段階に於ける人間の素質に對する認識を誤れるものであつて、孔子の思想と合はない。同書用例「繩愆糾謬、格其非心」の場合は、格式などの如く規範的意味の訓で、その場合には正しい。爲政篇の場合は窓、格等字の假借と解す可きものと思考さる。

一四、此處に左大臣たる阿倍倉梯萬侶の積極的に現はれ出でぬことが注目されなければならない。即全く天皇の正治を補佐する役たる意義を示すものである。

一五、大化二年三月二十日皇太子使使奏請曰、昔在天皇等世、混濟天下而治、及逮于今、分離失業、屬天皇我皇可牧萬民之運、天人合應、厥政惟新、是故慶之尊之、頂戴伏奏。

一六、聖語研究會本三七頁二二—二三行。

一七、Mahavagga, The Vinaya Pitaka I. 6. 29. ed. by H. Oldenberg.

一八、Mahaparibbāna-suttanta. VI. 7. The Digha Nikāya.

一九、E. Hultzsch. Inscription of Asoka.

二〇、『まよかび』所收隨筆「西瓜」

二一、『勳章』所收「冬日の窓」

○敗戦後の印刷事情の下充分に文献を引用することの出来なかつたことは筆者の遺憾に思ふ所である。讀者諸氏の寛恕を乞ふものである。

紫香樂宮に關する二

三の考察

清水潤 三

我國文化史上その水準の高さに於て、また大陸的性格の強さ、即ち世界的意義を有する點に於て、特異な位置を占める奈良時代の文化は、ほゞ平城京を中心になされたのであつたが、その最高潮に達した國分寺造立の前後に於て、慌しい遷都が相次ぎ、恭仁、難波、紫香樂の諸宮が營まれた事實は、それが當代の不安定な政治状態の表われであり、簡単に「咲く花の匂ふが如し」といつた表現でこの時代を扱うことに反省の要を教えると共に、文化の上にも少からぬ影響を與えたと考えられるにも拘らず、從來あまり注意されて居らぬようである。筆者は、嘗て卒業論文に於て、この問題に就き、些か論考を試みたのであつたが、今回は特に、紫香樂宮に關する二三の問題に就いて管見を述べ、大方の示教を仰ぎたいと思ふ。

一、遷都に關する疑問

紫香樂宮は甲賀宮とも呼ばれるが、これを論ずるに當り、先づ注目すべきは、遷都の事情が甚だ明瞭を缺く點である。即ち、紫香樂宮は初め天平十四年、離宮として造營され、次いで此の地に大佛建立の工事が始められるに及んで、(1)屢々聖武天皇の行幸を見たのであるが、(2)改めて皇都と定められたのは、天平十七年正月朔日のことであつた。これに就いて續日本紀には、「廢朝。乍遷新京。伐山開地以造宮室。垣墻未成。繞以帷帳。令兵部卿從四位上大伴宿禰牛養。衛門督從四位下佐伯宿禰常人樹大楯槍。石上履井二氏倉卒不及追集。故令二人爲之。」とあつて、遷都の決定は突發的になされたように見える。また紫香樂の地は山間の僻地にあり、特別の理由なき限り、都の置かれるべき場所ではない。(3)それにも拘らず、新宮の門前に大楯槍を樹てるに當り、職掌とする石上、榎井兩氏が參集し得なかつた程、唐突に事が運ばれ、恰も極秘裡に計畫、斷行されたと認められるのは、いかにも不思議であり、その間に何等かの複雑な事情の介在を疑わざるを得ない。更に遡つて續紀を繙くと、前年の閏正月、都は恭仁から難波に遷されたばかりで、(4)しかも天皇は難波宮に止まること約一ヶ月、二月に入つて紫香樂の離宮に幸したまふ還幸されず、(5)(6)難波遷都は全く有名無實に終つてゐる點、益々疑問は深まるのである。加うるに難波遷都に關しても、疑うべき數々が存し、それ故、紫香樂遷都の真相を窺ふ爲には、これに先立つて、僅々數年の間に行はれた恭仁、難波兩度に亘る遷都の事情を、豫め考察する要がある。

元來、平城京は大陸文化の攝取、模倣の産物で、壯大な規模と整然たる都市計畫を基調とする大陸式都城であり、その經營には我國家の體面にかけて、非常な熱意が注がれたのであつたから(7)、これを放棄するには、よほど特別な原因が存したに相違ない。それ故、平城から恭仁への遷都は、天平十二年十二月、藤原廣嗣の亂を契機とし、當時政權を握つていた橘諸兄の自己勢力擴張策に基く、とする故喜田貞吉博士の見解は、(8)直接的原因としては首肯されるが、なほ全てを盡した、とは認め難い。寧ろ平城京の企畫が雄大に過ぎて當時の我國情に適せず、經營が十分成功するに至らなかつた處は、根本的な原因を求むべきかと考へる。即ち後代の平安京ですら右京の大部分が荒廢にまかされたのであるから、(9)平城京が當初より、萬葉の歌人の表現そのままに、繁榮を誇る程の發展を見た、とはなし難く、却て規模の大を持て餘す状態にあり、その結果、一層小さくとも、整備された帝都が必要とされつゝあつたのではなからうか。實際遷都には至らなかつたが、天平初年難波宮が造營されたのも、かゝる理由に基くかと思はれる。諸兄が廣嗣の亂に際して、自己の所領相樂郡の地に遷都し得たのも、その機運に乗じた爲であり、新しい恭仁京の規模が比較的小であつた點も、決して偶然ではなかつたのである。(10)然るに恭仁京もまた、十分完成を見ずしてその造營を中止するの止むなきに立到つた。續紀天平十五年二月辛卯條に「初壞平城大極殿并步廊。遷造於恭仁宮四年於茲。其功纔畢矣。用度所費不可勝計。至是更造紫香樂宮。仍停恭仁宮造作焉。」とあつて、宮殿の最も樞要な建築物たる大極殿すら、平城宮のそれを移建して、しかも漸くにして完成を見たのであり、宮垣の如きは秦下嶋麻呂の力を俟たねばならなかつた(11)所から推測するに、恭仁京の經營失敗の原因は、全く經濟的な理由によるものと思われる。就中右に擧げた續紀の記事が明記する紫香樂離宮の造營と、甲賀大佛の建立が、これ以上、恭仁京の經營を許さなかつた直接の原因であつたらう。

さて天平十五年十二月、恭仁京の造營が中止され、年が改まると、忽ち都は難波に遷されることとなつた。續紀によれば、天平十六年閏正月乙亥、天皇は難波宮に行幸あり、越えて二月庚申には「今以難波宮爲皇都云々」の詔が發せられたのであるが、今回は恭仁遷都の場合より一層政治的な原因が潜んで居たものと思われる。即ちこれより先、閏正月乙丑、天皇は百官に詔して難波遷都の可否を問われて居る。(12)その結果、可とする者は五位以上二十三人、六位以下百三十人、否とする者五位以上二十四人、六位以下百五十七人で、僅かながら恭仁を願ふ者が多く、更に恐らく他に比類なき處置として、京中の市人に可否を問はしめられた處難波を願ふ者たゞ一人にすぎなかつたにも拘らず、遷都は強行されて居るのであつて、加うるに、先に述べた如く、二月戊午、天皇は紫香樂に赴かれた。實に遷都の詔の發せられる二日前のことである。而して滯留殆んど一年、天平十七年を迎えんと共に紫香樂が帝都と定められたのであつて、此の間に隠れた史實の存在せしことは、全く疑問の餘地がないのである。

現に喜田博士が注意された如く、(13)難波宮は古く天平初年、藤原宇合の造營したところである。それ故、藤原氏と政敵の關係にあつたと思われる橘諸兄が、自ら進んで難波遷都を計畫したとは認め難いにも拘らず、事實はこれが實現したのであつて、諸兄以外の何者かによつて強行されたと見る外はなく、恐らくは恭仁京經營失敗に伴い、諸兄の威望が衰えたことを暗示するものである。併し乍らこの間の實情を窺う可き史料は、喜田博士の指摘された、續紀の記事(14)を見るのみであり、そこに如何なる事件が伏在したか、今日これを明かにする術がないのであるが、諸兄が難波に都することを好まなかつた許りではなく、恐らくは失脚の

危機が迫りつゝあつたのではなからうか。かくて諸兄の自己防衛の策動が行はれ、紫香樂遷都はその一つの表われであつた、とすることは、強ち單なる空想ではないであらう。(15)(26)

なほ更に推測を許されるならば、聖武天皇の殆んど狂熱的とも云うべき崇佛、特に金光明最勝王經の所説に基く、佛法による國家鎮護の思想は、外に在つては對新羅關係の悪化もさることながら、内に於ける橘、藤原兩氏を中心とした貴族間の、政權を繞る醜い争に對する嫌惡、ひいては絶望感の發露ではないであらうか。平城から恭仁へ、恭仁から難波へと、安住の地を見出されなかつた天皇が、遂に大佛の在ます地、即ち紫香樂に赴かれたのは、蓋し當然の結果と云ふべく、同時に諸兄の求むる所でもあつた。以上縷述したところによつて、恭仁に始る一連の慌しき遷都の眞相を臆氣ながら窺い得るのであり、紫香樂遷都に關する疑問もまた一應解釋し得ると思ふのである。

二、紫香樂宮の性格

右に述べた如く恭仁、難波、紫香樂と度重なる遷都が、直接的には政治的理由に原因したと同時に、都城經營の失敗に基いたが爲に、これ等諸宮には共通した、特殊な性格が現はれているように思われる。その性格とは、各宮が、それ／＼當時に於ける唯一の帝都ではなかつたことである。即ち他に都が遷された後も、舊宮は直に放棄されず、引續き存續せしめられた。例へば恭仁遷都後に於ける平城宮に就いて見るに、續紀天平十四年八月己亥條に「攝津大夫從四位下大伴宿禰牛養。民部卿從四位下藤原朝臣仲麻呂爲平城宮留守。」とあるのを始めとして、同十五年四月には多治比木人が同じく平城宮留守に任ぜられて居り、(16)越えて難波遷都に

當つても、同十六年二月丙辰、紀清人、巨勢島村の二人が平城宮留守に任せられ、一般の出遊の場合と同様な處置がとられて、決して全廢されてはいない。

また恭仁宮の場合でも、難波遷都に當り、鈴鹿王、小田王、大伴牛養、大原櫻井、穗積老ら、五人が恭仁宮留守に任せられて居る。(17)平城復都の場合に於ける紫香樂宮また同様で、續紀天平十七年五月壬戌條に、「是日。車駕遷恭仁宮。以參議從四位下紀朝臣麻路爲甲賀宮留守。」とある。このような處置が單に遷都直後に限られなかつたことは、右に記した平城宮の場合に於いて明らかであるが、その外、難波宮は遙か後まで存續して、天平勝寶八年二月には、孝謙天皇、聖武上皇の行幸が見られた。更に正倉院文書によれば、一層適確に此の間の事情を知ることが出来る。即ち大日本古文書卷二、三九〇頁以降に收められた、天平十七年四月の諸官司の文書を検するに第一表の如き結果が獲られ、勿論その一斑にすぎないけれども、各宮とも官吏の分置された状況を窺うことが出来る。(18)

第一表 天平十七年四月各宮人員表 (帝都は紫香樂宮)

宮名	人員		官名
	省	部	
紫香樂宮	144	88	民部省、兵部省、刑部省、木工部、大藏省、主膳部、掃部司、膳部司、地衛府、左右衛士
恭仁宮	6	7	
難波宮	1	4	
平城宮	45	113	

同様、天平十七年十月附の文書類(同上四六三頁以降)による、次の如くである。

第二表 天平十七年十月各宮人員表 (平城復都後)

宮名	人員		官名
	省	部	
紫香樂宮	13	72	民部省、造木部、后官
平城宮	586	787	
難波宮	22	246	
恭仁宮	16	26	

つまり新しい都が造られた後も、舊都は全廢されることなく、一時は平城、恭仁、紫香樂、難波の四宮が並び存したものである。

かゝる事實は、これ等の遷都が大規模ならぬ、單に皇居を移すを目的とした結果に外ならないであろう。

右に指摘した性格が最も端的に現はれて居るのが紫香樂宮であつて、後述するように山間の僻地、然も頗る狹隘な場所が選ばれたのも、遺跡が甚だ小規模で、且つ都城の經營が見られない點も全くその性格に基くものと解される。それ故、諸官司の如きも悉く此の地に移されたか否か、疑問とすべきであろう。

なほ、恰も時を同じうして大陸に勃興した、かの渤海國が、ほぼ同格な五つの京都を有した事實は注目し得る。唐に於ける長安と洛陽、元に於ける大都と上都が、これ又相似た關係を有したとするならば、かゝる大陸の影響を認むべきか否か、重大、且つ興味ある問題と云わねばならぬ。また日本書紀によれば、天武天皇が「凡都城宮室非一處。必造兩參。云々。(19)」と仰せられたとあり、大陸の影響はともかくとしても、當時かゝる思想が存し、天平年間の諸宮が相並んで營まれたのではないか、との疑問が生

ずる。併し乍らこれを裏書きする史料が発見されない今日では單に問題を提起するに止めたい。

三、遺跡に關する問題

紫香樂宮址と認むべき遺蹟は、今日滋賀縣甲賀郡雲井村大字黄瀬字拜志に存する。俗に内裏野と呼ばれ、昭和五年には滋賀縣保勝會の事業として發掘調査が行われ、その結果は肥後和男氏によつて滋賀縣史蹟調査報告第三册「紫香樂宮址の研究」に發表されている。

此の地は、標高六六四米の飯道山より西南に延びた尾根が信樂谷の北を限る所、突出した小丘上にあり、東西北三方は山に圍まれ、南は大戸川に沿う低地を一眸の中に收める風景絶佳の地であつて、離宮の所在としては、まことに好適の場所と云うことが出来るが、都を置くにはあまりに山間の僻地で、且つ大戸川の谷は幅十町に充たず、いかにも狹隘の感を免れない。

小丘上の遺跡は、方約一町の平坦部に一杯に營まれ、肥後氏によれば南北三百八十尺、東西三百五十尺を測る。南方より舊縣道をこの丘へ登ると、道の西側急斜面に臨んで、先づ門址と覺しき遺構が存する。原位置を保つ十個の礎石によつて、桁行三十二尺、梁間二十尺内外、三間二戸の門であつたことが知られる。(A建築址と假稱)

門址の正北約七十尺を隔て、一土壇が存在する。現在は修復されているが、肥後和男氏調査の際はかなり崩壊して原形を損じていたという。高さ約三尺、本遺蹟中最も高く、主要な建築が此の上に存したことは疑いが無い。礎石は自然石の上面を削平した大形のもの約三十個残存しているが、原位置を保つと思われるも

のは土壇東半部の十四個にすぎない。併しこれにより大略の復原は不可能ではなく、七間四間、桁行七十九尺、梁間四十一尺前後の建築であつたことが窺われる。(B建築址と假稱)

この土壇から更に西北約五十尺にして、また土壇がある。高さ一尺五寸内外で前者に比しやゝ低い、比較的よく残存し、礎石も五、六個を缺くのみで、概ね原位置を保つて居る。自然石の上面を削平したものが大部分であるが、中五個ほど圓形の造り出しを有するものがあり、礎石によつて復原すると、建築物は七間四間、桁行七十七尺五寸、梁間四十尺のものとなる。なほこの土壇にあつては北側中央部がやゝ凸出して居り、その基部に一個の小礎石が存在して尾廊の存在を推測せしめる。(C建築址と假稱)

右の二個の土壇の略々中央、兩者を連ねる中心線から東西へ各七十五尺内外で、相對する二つの小建築址がある。兩者ともに桁行三十尺、梁間十八尺内外で、三間一間の建物と考えられるが、各礎石の内側に一、二尺を隔て、柱礎が存する點はこの建築の性質を考察する上に注意すべきものである。(東方をD、西方をE建築址と假稱する。)最初に述べた門址から、この二つの建物の南側へと廻廊が延びて居り、その狀況は西部に於いて判然と辿ることが出来る。

C建築址の北方には約五十尺にして、口字状をなす建物が存した。即ちA、B、C建築址を連ねる中心線から、東西へ各百尺餘延び、更に東方では約六十尺、西方では約五十尺南方へ屈折して四列の礎石群が連續している。その梁間は約二十八尺である。(假稱F建築址)更にまた、この北に三十尺を隔て、北廊址かと思はれる二列の礎石群が、東西約百尺に亘つて並び、さきに觸れたC建築址の尾廊は、F建築址を経て、これに接續している。

F 建築址の東方約四十尺には、自然の地形に基いて一段低く、斷崖によつて東側を限られた建築址がある。(G 建築址と假稱) 舊縣道がその中央を貫通している爲、礎石は殆んど原位置を失つてゐるが、南北列の西端五個と、その内側北部の二個が舊態を保ち梁間四間、三十六尺の建築であつたことが知られる。桁行は明かでないが、西端の柱間は十尺であり、肥後氏は七間、七十尺と想定している。

以上の建築群は、南は丘陵端に接し、北西より東南に傾斜した地形に人工を加え、辛うじてこれを収めているのであつて、しかも削平は必ずしも入念なものではなく、隨所に自然の小起伏を残している状態は「伐山開地以造宮室云々」とある續紀の記述によく合致しているように思われる。(20)

また、この一群の建築址の東方、丘陵が東南に突出した部分を利用して、他の遺構が見られる。C 建築址の東、舊縣道を隔て、約百尺の所にあるものは、高さ約三尺の土壇上に、一邊の長さ三十尺、平面正方形をなす十二個、及びその中心にある巨大な一個と、これを圍む四個、計十七個の礎石が完存し、造り出し等の工作は認められないが、大形なことゝ、配置の状態から推して、塔の遺址であることは疑いない。この南方七十尺には、また一群の礎石があつて、三門二戸の門址と推定される。

塔の北五十尺の個所には、廻廊址と認むべき礎石列が東西に走り、東側は斷崖に達して南折していることが解る。それ故、縣道東側の一群の建築址は明かに廻廊に圍まれ、南方に門を開いた塔院の遺構と認められる。廻廊は現在東北隅角の部分を残すのみであるが、D 建築址の東に接近して存する二個の礎石がその北西隅に當るらしく、塔院とさきの建築群とは殆んど密接していたと思

はれ、極めて無理な設計が强行されていることを知り得る。

さて以上の如き遺跡の現状からすれば、保存状態は頗る良好で他に類の少い程であるが、その示す所は寺院址と見るべきで宮址とはなし難いものである。即ち A—G の建築物はそれ〴〵中門、金堂、講堂、鐘樓、經樓、僧坊、食堂に比定され、東大寺の伽藍配置に近似すると同時に、塔婆が一基で且つ獨立した塔院を形成し、規模雄大な點は武藏を初め國分寺に屢々その例を見る所である。

繼つて出土遺瓦を検すると、軒丸瓦は六瓣複葉蓮華文の瓣間に單瓣一葉宛を加へて重瓣とし、高く大なる子房に七個の蓮子を入れ、外縁は十三個の珠文を含む珠文帯を廻らしたものを主とする。これが、やゝ變形して子房が線で劃されたものも見られるが、共によく奈良時代の特徴を現はし、類品は東大寺、平城宮に見られる。他に十六葉の單瓣で瓣は柳葉狀を呈し、子房は一線で劃され、蓮子は九ヶ、外側に二十四ヶの珠文帯が廻り、外縁に波狀文帯を有するものがある。これは恭仁宮址から類品が出土している。

軒平瓦は二種あつて外區に珠文帯があり、中央の環狀飾から左右に四轉する美しい唐草を配したもので、外區は素文で中央の楔狀飾から太い一條の唐草が延びているもの、がある。共に恭仁宮址の遺品と似て、唐草文瓦としては最も整つた流麗な趣きを呈し、奈良時代盛期の代表的なものである。

この遺跡の古瓦は右に擧げた軒丸瓦三種、軒平瓦二種に限られてゐるから建築物は恭仁宮と略々同時代に造營されたものと認められ、且つ後世の補修を経なかつたことが知られる。

かくて古瓦の示す所本遺跡の造營年代は概ね恭仁京と同時代と

認められ、紫香樂宮址とするに矛盾はないが、しかも遺構について見る時は、全く寺院址である爲、古くより研究者はその解釋に苦しみ、近江輿地志略の如く、これを以て紫香樂宮に非ざる甲賀寺の址とする説や、淡海温故録の如く、紫香樂宮と甲賀寺を同一視する説が生じたのも無理からぬことと云えよう。然らばこの地は果して紫香樂宮址ではないのであろうか。此の疑問を解決する爲には、改めて現地就いて觀察を加え、文献を再検討する必要がある。

筆者は、去る昭和十三年十二月此の地を訪れ附近一帯を踏査したのであるが、本遺跡を除いて他に紫香樂宮址と認め得るものは全く見當らない。加うるに拜志の遺跡は此の谷に於いて最も形勝の地を占め、宮室を營むとすれば此處を措いて他にないように思われる。甚だ主觀的な見解ではあるが、恭仁宮址を考ふるに當つても、平城、藤原などの諸宮址を尋ねても、此の點は特に重視されるべきことが窺われるのであつて、所謂四神相應の地を理想とした宮室の營まれる場所は、自ずと限定されて居る。此の點、拜志の遺跡は條件に適つたものといふことが出来る。しかも近江輿地志略によれば古來紫香樂宮の址と傳えられ俗稱内裏野の地名が今に存して居る。何分にも山間の僻地であり、宮の廢せられた後に何等かの混亂が生じ得べくもないのであるから、一應これを紫香樂宮址と見ることは故なきことではない。

更に直接遺跡に就いて見るに、現在の堂塔が、本來そのまゝの形で計畫設計されたとするには、あまりに無理があるように見える。これ亦、主觀的な見解の譏りを免れないけれども、(21)最初から斯様な規模の伽藍を容れるとすれば、なほ北西部に若干廣く土地を削平し得た筈であり、かくも狭苦しい配置をとる必要はなかつ

たであろう。門址、塔院、廻廊址の礎石はあまりに崖端に存した爲に、轉落したものが少くないばかりか、堂塔を復原して見ると主要部を圍繞する廻廊と、塔院の廻廊とは殆んど相接し、その間十尺と離れてゐない。近江崇福寺とか、大和毛原廢寺、高宮廢寺などの奈前良後に造營された山地寺院に就いて見ても、斯様な例は他に見られないのであつて、この點よりすれば、本寺伽藍は當初より此の地に計畫造立されたものではなく、特に塔院は後に附加された疑いが濃厚となる。而して紫香樂宮は續紀の記す所、元來離宮として造營され、遷都決定の前後に「伐山開地」擴張工事が開始されたのであり、それも僅か數ヶ月にして、平城復都に伴つて中止されたと見るべきであるから、その規模は決して大きなものではなかつた筈である。先學の多くは土地の狭小を以て宮址と斷定するのを躊躇されたのであるが、恭仁京以來帝都の規模は縮小されつゝあつたと考えられること第一節に述べた如くであり又第二節に於いて觸れたこの宮の性格から見ても小規模なるを以て却つてこの宮の特色を表わしたものと見るべきである。さればこの遺跡は紫香樂宮の所在地として不合理ではなく、現存する大伽藍は何等かの理由により、宮址を改造補修したものではないかとの疑いが生ずるのである。

此處に至つて想起されるのは、甲賀寺の問題である。續紀の記載によると、甲賀寺は天平十五年冬十月辛巳の詔によつて大佛造立の計畫が實行に移された時に始り、同月乙酉には早くも寺地が開かれ、越えて同十六年十一月壬申に至つて、大佛の骨柱が建てられる迄に工事が進んだのであるが、平城復都と共に大佛は東大寺に移されて新たに工が起され、甲賀寺のそれは放棄されるに至つて居る。東大寺大佛の鑄造が前後四年を費したことを考えれば

甲賀寺の大佛は鑄造の工を起すに至らずして止んだものと見てよい。又東大寺の例に徴するに、大佛殿は大佛鑄造の完成後に於て工事が始められたのであるから、⁽²²⁾甲賀寺は紫香樂廢都の天平十七年五月頃には、實質的には存在せざる状態にあつた、と見て差支えない。所が奇怪なことには正倉院文書に天平十七年十月二十一日附造甲可寺所解があつて、仕丁の公糧を申請して居り、更に天平十九年正月十九日附の左の如き文書が存するのである。

甲可寺造佛所牒 (大日本古文書卷一 五七六頁)

甲可寺造佛所謹牒 金光明寺造佛官

應奉請佛像一具料 擔夫一百六十四人 褻料紬衣九返 布七端
經料商布十五段 若蓆用者册枚 仏像一軀人六十口 御手二隻
人一口 御髮螺人一口 光料飛夫十八軀人九口 化仏十三軀人
二口 彫花惣人廿口 塔一具二人 油衣六返 布五端 經料商
布十段 蓆卅六張
苜二軀人册口 御手四枚人一口 塞蓮花座二具八人 八角木座
四居廿人 油衣三返 布二端 經料布五端 蓆五枚
但仏苜光料板採設而在未造作者

右依月十八日牒旨而佛師与長上等共勘計如件今具注狀付廻使
謹牒

天平十九年正月十九日酉時

春宮舍人田邊史廣江

即ち、この文書は甲可寺造佛所が金光明寺造佛官に宛て、差し出したもので、殆んど完成を見た三尊佛の運搬に要する人夫と、材料の見積書である。これによれば、天平十九年正月なお甲賀寺の造立は續行中であり、この頃本尊が概ね完成して寺に運搬されたと見なければならぬ。⁽²³⁾然らばこの甲賀寺の遺址はどこに求む

べきであろうか。他に遺跡が見出せないとすれば、これは當然、拜志の廢寺址を以て擬すべきであろう。續紀に明記されているように、恭仁宮大極殿は宮の廢せられた後、山城國分寺に施入された。⁽²⁴⁾これと同じく紫香樂宮は廢都後、嘗つて東大寺と同様な性格を有した甲賀寺に施入され、新たに寺院として改造せられたとする事は、強ち空想とはいわれまい。かくて拜志の遺跡が、紫香樂宮址と見るべき根據も、故あることとなり、今日残る遺跡の示す所も理解されるわけであり、宮と寺の遺跡が別個に發見されないのも、當然なこととなつて、從來の疑問は氷解するのである。

因みに、この甲賀寺は後に至つて近江國分寺とされたらしい。正倉院文書天平勝寶三年十二月十八日附奴婢見來帳⁽²⁵⁾に「奴忍人以二月十四日從得於甲賀國分寺大工家」とあることによつて窺われるのであるが、「甲賀國分寺」なる語は他に全く例がなく、従つてこれが解釋もまた、從來學者によつて區々であつた。併し上述の如く、甲賀寺が紫香樂宮の改造であり、しかも甲賀寺が建立の當初に於て東大寺と同じく總國分寺としての性格を備えていたものと假定すれば、これが更に近江國分寺とされたことは不思議ではなく、また甲賀宮の舊址にあつたればこそ、一種の俗稱として「甲賀國分寺」と呼ばれたこともあり得べきことといわねばならぬ。遺跡の所見に於て、伽藍配置が東大寺に酷似すると共に、塔院の存在、塔婆が一基でしかも規模雄大なること等よりして、國分寺の特質を備えたらしく思われることは、右の推測を授けるものである。

かくて私見を以てすれば、紫香樂宮は拜志の地に營まれたのであり、廢せられた後は、未だ堂塔を存しなかつた甲賀寺に充てら

れて、伽藍とする爲の改造が行われ、更にこれが近江國分寺とされたこととなる。それ故今日見るところの遺跡は甲賀寺II近江國分寺の遺構であり、紫香樂宮の遺構は、永遠に失はれたのであつて、遺憾ながら考古學的に本來の姿を復原することは不可能と見るべく、史料の僅少な爲に史學的研究を以てしても、遂に全貌を窺ふことは出来難く、完全に湮滅に歸したと見る外はない。洵に惜しみても餘りある次第であるが、我々はその故地と沿革を明かにし得たことを以て満足すべきであらう。

なほ、その後の甲賀寺、即ち近江國分寺に關する史料は全く存在しないのであるが、出土遺物は奈良時代盛期の特色を發揮した古瓦以外に、他の時代に屬すべきものを見ないから、長年に亘つて存続したとは考えられない。又古瓦には火を蒙つたものが多いから、天平勝寶三年を去る遠からざる時代に祝融の災に罹り、もとより僻地のことゝて、紫香樂宮との關聯なくしては既に存在意義を失つて居た爲に、再建のこともなく放棄されたのであらう。日本後紀弘仁十一年十一月二十二日條に見える近江國分寺焼亡の記事は、或はこの事實を伝えるものか、とも疑われるが、これに就いては柴田實氏の注意された如く、勢多に存した近江國分寺と認むべき史料が存するから、直ちに決し難く、天平勝寶三年より延暦に亘る間に焼亡したものと漠然と推定するに止める外はない。

四、結 語

上來縷説した處により、紫香樂宮に關する遷都の實情、特殊な性格、竝に遺跡の現状に基く疑問が一應説明されたと思う。もとより今日まで學説を見なかつた問題だけに、これを以て最後の結

論に達したと自負するものでは決してない。一先づ管見を記して大方の示教を仰ぎたいのである。

たゞ從來、この種の問題が採り上げられた場合、廣く當時の歴史的背景に留意することが少かつたのは遺憾である。歴史考古學に於ける遺跡、遺物は常にそれを産んだ所の歴史的必然性に立脚して理解するべきであつて、先史考古學に於けるとは全く異つた立場にあるを普通とする。筆者はかゝる觀點に立つて紫香樂宮の問題を採り上げたのであつたが、今回は紙數に制限されて細論の違なく、意を盡し得なかつたのは遺憾にたえない。一言附記して讀者の宥恕を請う次第である。

〔註〕

- 1、續日本紀天平十四年八月癸未條に「詔曰。朕將行幸近江國甲賀郡紫香樂村。即以造宮卿正四位下智努王。輔外從五位下高岡連河内等四人。爲造離宮司。」とある。越えて同じく續紀天平十五年十月辛巳條に大佛造立の詔が載せられている。
- 2、續紀天平十四年八月己亥を最初とし、同十二月庚子、同十五年四月壬甲、同七月癸亥、同十六年二月戊午條等に行幸の記事が存する。
- 3、これに就いては「三、遺跡に關する問題」の項參照。
- 4、續紀によれば天平十六年閏正月乙亥、天皇は難波に行幸され、二月庚申遷都の勅が發せられている。
- 5、續紀天平十六年二月戊午條に「取三島路行幸紫香樂宮云々」とある。此の日は廿六日に當り、難波遷都の勅が發せられた庚申（廿四日）に先立つこと二日である。
- 6、天皇が再び還幸されなかつたと見ることに異論もある

が、その根拠たる續紀天平十六年七月己巳條「車駕遷難波宮」とあるのは、同癸亥、戊申の條に見える太上天皇の智努離宮行幸に對應するもので、紫香樂宮に在つた聖武天皇とは無關係である。

7、續紀神龜元年十一月甲子條の記事は此の間の消息を伝えるものである。

8、喜田博士著「帝都」一九一頁。

9、平安京の右京が荒廢に歸した有様は、本朝文粹所收の池亭記にや、詳しく記されて居る。また續紀慶雲三年三月丁巳の詔には、「京城内外多有穢囂」とあつて、藤原京に於いても都市としての發達が十分でなかつたことを窺い得るのであり、註7の記述もこの觀點から見ると、平城京の經營に腐心していたことを示すものと疑われる。

10、恭仁京の規模に就いては諸説があつて、決定的な解決を見ていないが、筆者は今日の瓶原村を中心とし、鹿背山以東には及ばなかつたと考えている。

11、續紀天平十四年八月丁丑條參照。

12、續紀。

13、「帝都」一九八頁。

14、續紀天平寶字元年七月庚戌條に「(前略)又勅陸奥國令勘問守佐伯全成。款云。去天平十七年。先帝陛下幸難波。寢膳乖宜。于時奈良麻呂謂全成曰。陛下枕席不安。殆至大漸。然猶無立皇嗣。恐有變乎。願率多治比國人。多治比曠養。小野東人。立黃文而爲君。以答百姓之望。大伴佐伯之族隨於此舉。前將無敵。方今天下憂苦。居宅無定。乘路哭叫。怨嘆實多。緣是議謀。豈可必成。云々」とある。

15、この見解は、古く喜田博士の説かれた所である。「帝都」九九頁。

16、續紀天平十五年四月壬申條。

17、續紀天平十六年二月丙申條。

18、第一、第二表は「滋賀縣史蹟調査報告第三册紫香樂宮址の研究」所載の肥後和男氏作製のものを基礎とし、新たに作りなおした。

19、天武紀十二年十二月庚午條。

20、續紀天平十七年正月己未條。

21、肥後和男氏は全く反對の所見を述べている。(紫香樂宮址の研究)なお遺跡の状況、細部の實測値等は、主として同書により、筆者の實査の結果によつて、若干補正した。

22、福山敏男氏の所説(角田文衛氏編國分寺の研究上卷三三七頁)に従う。

23、柴田實氏は、國分寺の研究上卷七五一頁に於て、この三尊佛は甲賀寺の本尊で、この時東大寺に遷されたのであるとし甲賀寺の廢滅をこの前後と想定された。併し乍ら文書中の何處にも東大寺に運搬されたと見る證據はなく、甲賀寺は天平十七年の初めには事實上存在しなかつたこと前述の如くであり、氏の解釋は容認出来ない。却つて甲賀寺が完成に近づきつゝあつたことを示すものと解すべきである。

24、續紀天平十八年九月戊寅條。

25、大日本古文書卷三、五三五頁。

26、また之を可能にしたのは恭仁京經營の失敗と見るべく、整備された帝都の要望は更に轉じて、單に皇居の移轉を以て、一應満足するに至つたとも解し得るであらう。